| | |
|---|---|
| 第二百七十条第二号 | |
| 法第百三十九条第一項又は第百六十条第一項 | 特別措置法第五条の十六第三項又は第五条の二十一第三項 |
| 法第百二十条第一項第三号（確定所得申告） | 特別措置法第五条の十四第一項第二号（課税標準及び税額の申告） |
| 同項第四号 | 同項第三号 |
| 第二百九十七条第一項 | |
| 法第百七十三条第一項（退職所得の選択課税による還付） | 特別措置法第五条の十四第六項（課税標準及び税額の申告） |
| 第二百九十七条第三項 | |
| 法第百七十三条第一項第三号 | 特別措置法第五条の十四第六項第三号 |
| 同条第二項 | 特別措置法第五条の十六第八項（申告による源泉徴収特別税額等の還付等） |

2　第五条の規定は、法第五条の十六第六項（同条第十一項において準用する場合を含む。）の規定により還付があったものとされる防衛特別所得税の額及び復興特別所得税の額の合計額又は防衛特別所得税の額に一円未満の端数がある場合又はその全額が一円未満である場合について準用する。

（修正申告の特例）

**第九条**　所得税法施行令第二百七十三条の二（同令第二百九十三条において準用する場合を含む。）の規定は、法第五条の十八第六項において準用する所得税法第百五十一条の六第一項第四号（同法第百六十六条において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める事由について準用する。

（更正等による源泉徴収特別税額等の還付等）

**第十条**　法第五条の二十一第一項、第三項又は第四項の規定により還付する防衛特別所得税については、所得税法施行令第二百七十七条及び第二百七十八条（これらの規定を同令第二百九十五条において準用する場合を含む。）の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「源泉徴収税額」とあるのは「源泉徴収特別税額」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

| | |
|---|---|
| 第二百七十七条第二項 | |
| 第二百六十八条 | 防衛特別所得税に関する政令第八条第一項（申告による源泉徴収特別税額等の還付等）において準用する第二百六十八条 |
| 法第百五十九条第一項 | 我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法（以下「特別措置法」という。）第五条の二十一第一項（更正等による源泉徴収特別税額等の還付等） |
| 第二百七十七条第三項 | |
| 法第百五十九条第一項 | 特別措置法第五条の二十一第一項 |
| 第二百七十八条第二項 | |
| 法第百六十条第一項（更正等による予納税額の還付） | 特別措置法第五条の二十一第四項（更正等による源泉徴収特別税額等の還付等） |

| | |
|---|---|
| 第二百七十八条第一項第一号 | |
| 法第百六十条第一項 | 特別措置法第五条の二十一第三項 |
| 法第百二十条第二項各号（確定所得申告） | 特別措置法第五条の十四第四項各号（課税標準及び税額の申告） |
| 法第百三十九条第二項（予納税額の還付）又は第百六十条第二項 | 特別措置法第五条の十六第四項（申告による源泉徴収特別税額等の還付等）又は第五条の二十一第四項 |
| 法第百三十九条第一項又は第百六十条第一項 | 特別措置法第五条の十六第三項又は第五条の二十一第三項 |
| 法第百二十条第一項第三号 | 特別措置法第五条の十四第一項第二号 |
| 同項第四号 | 同項第三号 |
| 第二百七十八条第三項 | |
| 第二百六十八条 | 防衛特別所得税に関する政令第八条第一項（申告による源泉徴収特別税額等の還付等）において準用する第二百六十八条 |
| 法第百六十条第一項又は第二項 | 特別措置法第五条の二十一第三項又は第四項 |
| 第二百六十九条 | 同令第八条第一項において準用する第二百六十九条 |
| 法第百六十条第一項 | 特別措置法第五条の二十一第三項 |

2　第五条の規定は、法第五条の二十一第六項の規定により還付があったものとされる防衛特別所得税の額及び復興特別所得税の額の合計額又は防衛特別所得税の額に一円未満の端数がある場合又はその全額が一円未満である場合について準用する。

（課税標準の端数計算等）

**第十一条**　第五条の規定は、法第五条の二十二第四項若しくは第五項（これらの規定を法第五条の二十九第三項において準用する場合を含む。）の規定により按分された防衛特別所得税の額及び復興特別所得税の額の合計額若しくは防衛特別所得税の額又は法第五条の二十三第二項（法第五条の二十九第三項において準用する場合を含む。）の規定により充当があったものとされる防衛特別所得税の額及び復興特別所得税の額の合計額若しくは防衛特別所得税の額に一円未満の端数がある場合又はその全額が一円未満である場合について準用する。

（源泉徴収義務等）

**第十二条**　法第五条の二十六第四項の規定により読み替えて適用される法第五条の十四第一項第三号に規定する政令で定める金額は、第十五条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第四条の六の二第十三項第二号に掲げる金額のうち防衛特別所得税の額に相当する部分の金額（法第五条の二十六第三項の規定により控除された金額又は法第五条の三十一第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第九条の三の二第三項の規定により控除された金額に限る。）とする。

2　前項の規定は、法第五条の二十六第五項において準用する同条第四項の規定により読み替えて適用される復興財確法第十七条第一項第三号に規定する政令で定める金額について準用する。この場合において、前項中「防衛特別所得税」とあるのは、「復興特別所得税」と読み替えるものとする。